

お互いさまと思える茨木に!
生活者の視点を政治に!



あびこ浩子連絡先

電話・FAX 072(655)8460(留守時はメッセージを残してください)

Email: contact@hiroko-abiko.jp

【連絡先】茨木市紫明園10-74-405

HP: http://www.hiroko-abiko.jp

FACEBOOKページ

「あびこ浩子(茨木市議会議員)」

「あびこ浩子 茨木ゆめ・みらい工房」

Twitter @abiko_h(あびこ浩子(茨木市議会議員))



コロナ対応策

中小事業者支援に向けたポイント還元事業

国・府等の各種施策が講じられる中でも、社会活動の自粛等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることにより業績の落ち込みが大きく、依然として大変厳しい経営状況が続く飲食店や小売店等の中小事業者を支援するため、キャッシュレス(非接触型)決済を活用し、停滞している消費行動の喚起に向けてポイント還元事業を実施する。

内容: 市内の飲食店や小売店舗での消費に係るキャッシュレス決済額の一部をポイント還元する。
 対象店舗: 市内中小事業者(飲食店、小売業者、理美容店等)
 期間: 令和2年12月1日~31日(予定)
 ポイント還元率: 20%
 付与上限: 1回の買い物につき2,000円分、1人につき10,000円分のポイントを還元
 【例】5,000円の商品をキャッシュレス決済で購入⇒1,000円分(5,000円×20%)のポイントを還元

コロナ対応策

市役所窓口におけるキャッシュレス決済の導入

窓口や施設の利用に係る利便性向上を図るため、また、新型コロナウイルス感染拡大防止における「新しい生活様式」の実践に向けた、接触機会の抑制に資する事業として、市民課窓口等における「キャッシュレス決済の導入」に取り組みます。

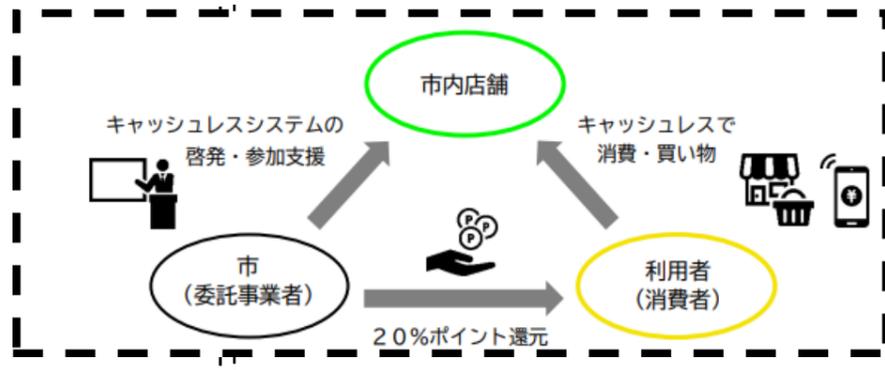
【導入窓口】市民課: 住民票等の発行手数料、市営葬儀使用料

市民税課: 税証明書等の発行手数料

【対応決済方法】

クレジットカード、電子マネー、QRコード

導入時期: 令和3年1月予定



毎週火曜日・木曜日JR茨木駅西口下、水曜日南茨木駅東口、金曜日阪急茨木市駅東口南側でご挨拶と「週刊通信」を配布させていただいています。お声をかけていただけたらとても嬉しいです!

「あびこ浩子ゆめ・みらい通信」は議会ごとのA3版発行と週刊のA4版発行があります。過去のものはHPで読むことができます。是非ご覧ください。A3版を郵送で購読いただける方は電話・FAX・メールでお知らせ頂ければ、お送りいたします。ご連絡お待ちしております。



《議会報告版》発行日: 2020年10月

編集・発行/あびこ浩子

茨木市議会議員(無所属)

あびこ浩子 ゆめ・みらい通信

連絡先: (あびこ浩子事務所) 茨木市紫明園10-74-405

Facebook: あびこ浩子 | WEBサイト: http://www.hiroko-abiko.jp



2020年9月議会が終了しました。

みなさま、いつもお世話になっております。あびこ浩子です。

2020年9月議会が終わりました。長い梅雨から猛暑の8月へ、そして残暑厳しい9月でしたが、ようやく秋めいて参りました。新型コロナウイルス感染者数は落ち着いてきたとはいえ、日々感染者数が報道されています。季節の変わり目です。どうぞみなさま体調にはくれぐれもご愛いただき、ご無理はされませんようにと思っております。

コロナ対策第4弾「AFTERコロナを見据えたWITHコロナ施策の推進」として補正予算第6号が上程され議論されました。「新しい生活様式への対応」「コロナに強い社会環境整備」「地域経済の活性化」が打ち出された施策となっております。国が進める「GOTOキャンペーン」で、シルバーウィークの4連休中に観光地への人も戻ってきました。しかし混雑すれば感染が心配です。保健所を経由しない茨木市独自のPCR検査センターが10月中には稼働します。



「あびこ浩子市政報告会」のご案内

9月議会報告会を開催します。★R1年度決算・コロナ対策についてご報告します。会場は3密対策をしてお待ちしております。(各会場定員の半分で開催)

- ★10月19日(月)午後7時~8時: ミカン屋総持寺CAFÉ (三康病院向かい)
- ★10月20日(火)午後7時~8時: 中津コミセン
- ★10月22日(木)午後7時~8時: 東コミセン
- ★10月24日(土)午前10時~11時: 彩都西コミセン
- ★10月25日(日)午前10時~11時: 耳原自治会館
- ★10月27日(火)午後7時~8時: 沢良宜のち愛ゆめセンター
- ★10月30日(金)午後7時~8時: 穂積コミセン

【あびこ浩子プロフィール】

- ◆玉櫛小・南中卒業/1980大阪府立千里高校卒業/1984関西大学文学部卒業/2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了/大学時代銭原キャンプ場でカウンセラーとして活動
- ◆1984高槻市立第7中学校教諭/1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職/2000沢池幼稚園PTA会長/2002穂積小PTA会長/2006茨木市PTA協議会会長/2004NPO法人Chacha-House 代表理事/2006穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長/2006NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事/2011穂積地区自主防災会会長/2012穂積地区福祉委員会副委員長
- ◆2008・4茨木市議会議員補欠選挙で初当選/2009・1選挙2期目当選/2013・1選挙3期目当選/2017・1選挙4期目当選
- ◆穂積地区在住

2020年9月定例議会報告



ネット中継・過去の動画も茨木市HP(茨木市議会)でご覧いただけます。

今年度は議会運営委員会委員長、広報委員会委員長、市街地整備対策特別委員会副委員長、民生常任委員会・市民会館跡地等整備対策特別委員会・都市計画審議会・議会基本条例検証委員会の各委員として活動しています。

穂積台地区・南春日丘1丁目地域 ルートバス廃止について

7月末に、突然茨木高槻交通(株)より、「40年間続いたルートバスを9月20日に廃止する」との連絡が自治会あてに入り、その後ルートバス内にその旨が張り出されて近隣住民が廃止を知ることになりました。私自身が穂積台に住んで33年、ずっとルートバスに助けられて暮らしてきた一人です。突然の廃止に利用している7自治会の会長会が開催され、様々対応に奔走されてきました。市長への要望書の提出や茨木市議会に2,381人の署名を添えた陳情が出されました。この署名はわずか2週間の間に取組まれたもので、ルートバスの存続を願う多くの住民の方が声を上げておられます。

このルートバスは、一般的な公共バスではなく、自治会と茨木高槻交通(株)が直接契約を結んだ、貸し切り

タクシー契約であったため、民間契約に市が介入することは難しい状況でした。高齢化に伴い、運転免許を返納されたり、歩いて駅前まで買い物や通院などに出ることが困難な方が多くおられる現実があります。当地域の高齢者や障害者の方など移動困難を抱える方々に向けて市の施策で対応するには「茨木市総合交通戦略」によって、協議会などの議論を経て進めていかなければならず、通常2、3年かかるとのこと。それまで待てない状況もあり、7自治会長会では、新たにルートバスを運営して下さる事業者探しとそのための地域の声を集める動きをされる予定です。近畿運輸支局でも、申請があれば早期に許可を出せるよう手続きする方法があるが、申請に至る経過を踏んでからのことだと返答いただきました。福祉の側面からの緊急的な対応も必要です。市街地であっても交通課題があること、その対応を住民と市が一緒になって進めることを要望し今後も活動を続けます。

～地域交通を考える学習会～ 第1回「茨木市の交通戦略について」を開催します！

ルートバスの件で、何度も茨木市の道路交通課とお話ししました。茨木市の公共交通についての考え方を学びます。どうぞご参加ください！

テーマ：「茨木市総合交通戦略について」～私たちのまちの公共交通とは？～

講師：茨木市道路交通課 職員

日時：2020年10月17日(土)午前10時～12時

場所：穂積コミュニティセンター<茨木市下穂積1丁目7-5>

定員：30人(会場の半分の定員で開催) <先着順>※申し込みは要りません

茨木市社会福祉協議会の 中期財政改善計画について

茨木市社会福祉協議会より「中期財政改善計画」が発表されました。赤字補てんの基金取り崩しが、平成29年度5000万円、平成30年度6000万円、令和1年度4000万円、令和2年度3000万円であり、基金残高が3億7千万で規定上3億円は残すことになっており次年度以降の取り崩し可能残額は7000万円です。破たん寸前の待ったなしの状況です。

経営状態が悪化した原因として①収入に見合った支出がなされていない②支出に対する収入の確保が出来ていない③事業内容と職員数が連動していない④補助金の見直しにより事業費との乖離が生じたこと、と分析されています。しかしこのような原因が発生した本質については、明記されておらず、その点を明らかに

してこそ改革が成功するのではないかと指摘いたしました。地域福祉を支える中核となる「社会福祉協議会」を、今度どのような姿にしようとするのかの明確なコンセプトがあってこそその改革のほすですが残念ながら財政に関する点だけが書かれた計画であり、地域福祉のあるべき姿が見えてきません。

この計画には、各福祉委員会が集めている賛助会費の社協への取り分を増やす、つまり地域へ戻す金額を減らすことも書かれており、各地域の福祉活動に影響が出てきます。その点についても、きちんと地区福祉委員長会など、各地域の意見も聞いた上で進めていただかねばと思います。茨木市と社協は地域福祉の両輪です。社協が茨木市の地域福祉を支える確固たる存在になるよう、計画が絵に描いた餅にならないよう今後も進捗を見ていきたいと考えています。

高校生へのサポートについて 学習・生活支援事業

コロナ禍で、自粛期間には家庭での学習が中心となり、オンライン授業では、各家庭のインターネット環境やパソコンの保有など、経済格差がもろに現れた時期がありました。子どもの責任でないことで、学習環境が保障されないことは、義務教育ではあってはならないことです。そんな中で、学習生活支援事業では、対面が無理な期間は、事業者から子ども達に個々に連絡を取り、家庭での学習のみならず生活の様子も聞きながらサポートしていただいていたいました。経済的に困窮する家庭の子ども達は自分一人で学習すること自体が課題となる場合も多く、学習生活支援事業でのサ

ポートが欠かせません。そんな中、学習生活支援事業を卒業し高校生になってからも相談場所として学習生活支援事業を利用する高校生がいます。また外国籍の子ども達もこの事業に参加しています。確かに年齢で分ければ高校生はユースプラザが受け入れることにはなっていますが、これまでの指導員さんとのつながりから、引き続き相談に訪れることで高校中退予防になることもあり、単に年齢で線引きして相談を断る必要はないのではないかと、また、外国籍の子ども達を受け入れることも、事業者の努力で成り立っており、これら新たな取り組みについても、課題として認識していただき市として支援を考えてほしいと要望いたしました。

コロナ禍における 国民健康保険の減免制度利用について

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免については、新型コロナウイルスに感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響によって主たる生計者の収入が前年収入と比較し3割以上の減少見込みがある場合、世帯の主たる生計維持者の前年所得に応じた区分に基づく割合を減免するものです。利用実績としては8月末で953件ありました。減免の対象となる保険料は令和1

年度の保険料のうち2月、3月に納期があるものと令和2年度の保険料が対象です。現に滞納されている方、未納のある方もこの期間は、条件が合えば減免の対象になります。滞納額は支払わなければ積み重なっていきますが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となり、生活困窮に陥っていくリスクのある方は、この制度を利用されると滞納額の累積が防げることになります。対象者の方に積極的に利用いただけるよう周知を徹底を要望しました。